**平成２４年（フ）第８１号**
秋田市土崎港北１丁目８番９号
債務者　佐藤　義雄
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第８２号**
秋田市土崎港北１丁目８番９号
債務者　佐藤真樹子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１６号**
茨城県潮来市日の出２丁目16番地１
債務者　小岩井英行
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２４年（フ）第１７号**
茨城県神栖市大野原３丁目10番４号
債務者　伊藤　尚代（旧姓菅生）
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２４年（フ）第２７号**
群馬県みどり市大間々町高津戸524番地６
債務者　髙草木由美子（旧姓竹元）
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２４年（フ）第３０８号**
千葉県市原市大厩977番地１　アーバンハイツタケウチ202号室
債務者　吉川　　潤
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第３４２号**
千葉県市原市八幡874番地３ファミールＡＯＫＩ301号室
債務者　高山　瀬利（旧姓杉山・旧名文子）
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第３５８号**
千葉県市原市馬立837番地１パークハイムＩ202
債務者　関　　徳浩
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第１８号**
石川県羽咋郡志賀町大福寺ニの160、住民票上の住所石川県羽咋郡志賀町鹿頭エの29番地
債務者　若宮　和夫
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
金沢地方裁判所七尾支部

**平成２４年（フ）第１９号**
石川県羽咋郡志賀町大福寺ニの160、住民票上の住所石川県羽咋郡志賀町鹿頭エの29番地
債務者　若宮喜代美
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
金沢地方裁判所七尾支部

**平成２４年（フ）第３３号**
長野県諏訪市大字四賀３番地の４
債務者　木藤ふさえ
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２４年（フ）第１００号**
岐阜市長良宮路町３丁目20番地１　ナガラアンクレー204号室
債務者　大西美知弘
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第１２１号**
岐阜市今嶺１丁目30番２―303号　サンロード戸崎
債務者　時吉　仁美
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第３９号**
岐阜県可児郡御嵩町御嵩584番地１
債務者　崔　　光春
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２４年（フ）第３６号**
岐阜県高山市久々野町無数河468番地
債務者　中谷智佐子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２４年（フ）第３８号**
岐阜県高山市冬頭町834番地　サンパル冬頭Ｉ315号
債務者　津田妃登美（旧姓横平）
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２４年（フ）第３９号**
岐阜県高山市石浦町４丁目340番地
債務者　山本　吉子（旧姓加田）
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係